

2022年7月8日

各位

三重県四日市市住吉町15番2号
チヨダウーテ株式会社
代表取締役社長 平田芳久

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるクナウフ・インタナショナル・ゲーエムベーハー（以下「クナウフ社」といいます。）から、本日付で、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員（ただし、クナウフ社及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部をクナウフ社に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受け、本日付で、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：クナウフ・インタナショナル・ゲーエムベーハー
(Knauf International GmbH)

住所：ドイツ連邦共和国 97346 イプホーフエン、アム・バンホフ7
(Am Bahnhof 7, 97346 Iphofen, Federal Republic of Germany)

2. 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3. 株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

クナウフ社は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき605円の金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2022年7月29日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本社所在地にて当社の指定した方法により（クナウフ社が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価の支払を実施するものとします。

以上